

(別添1)

## 電力供給仕様書

### 1 件名

教育施設で使用する電力の供給

### 2 目的

教育施設の需要に応じ、安定的に電気を供給し、もって円滑な教育活動に資することを目的とする。

### 3 供給施設

電力を供給する施設の名称及び所在地は、別表第1から別表第7に掲げるとおりとする。

### 4 電力供給の方式等

#### (1) 電圧の種類等

電圧の種類、供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次の表のとおりとする。

電圧の種類	供給電気方式	供給電圧	周波数
低圧	交流単相2線式	標準電圧 100 V又は200 V	標準周波数 50 Hz
	交流単相3線式	標準電圧 100 V及び200 V	
	交流三相3線式	標準電圧 200 V	
高圧	交流三相3線式	標準電圧 6,000 V	

#### (2) 受電方式

受電方式は、1回線受電とする。

#### (3) 発電設備を有する施設

##### ア 自家発電設備

消防法施行規則（昭和36年4月1日号外自治省令第6号）第12条第1項第4号に規定する自家発電設備を有する施設は、別表第8に掲げるとおりとする。

##### イ 太陽光発電設備

太陽光発電設備を有する施設は、別表第9に掲げるとおりとする。ただし、同設備による余剰電力の売却は本契約に含まない。

#### (4) 蓄熱式負荷設備を有する施設

蓄熱式負荷設備を有する施設は、別表第10に掲げるとおりとする。

### 5 契約電力等及び予定使用電力量

#### (1) 契約電力等

施設毎の契約電力、契約電流及び契約容量（以下「契約電力等」という。）は、別表第1から別表第7に掲げるとおりとする。

#### (2) 予定使用電力量

供給期間における予定使用電力量は、23,435,986kWh(内訳は別表第11から別表第17のとおり。)とする。ただし、予定使用電力量は、直近の実績を基に算出した目安であり、気象条件や社会経済情勢等により増減することがある。

#### (3) 契約電力等の変更方法

契約電力等の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (4) 負荷設備の変更予定

別表第4に掲げる番号3の施設においては、令和4年8月以降に空気調和設備の改修工事による負荷設備及び受変電設備の増設（変圧器の総容量が600 kVAから900 kVAに増加）を予定してお

(別添1)

り、これにより契約電力及び使用電力量の増加が見込まれる。

## 6 供給期間

供給期間は、令和4年4月1日午前0時から令和6年2月29日午後12時までとする。

## 7 供給地点

### (1) 高压で供給を受ける場合

供給地点は、構内引込第1柱又は地中線用高压キャビネット内に設置した高压気中開閉器の電源側接続点とする。

### (2) 低压で供給を受ける場合

供給地点は、建造物又は構内引込第1柱等の補助支持物の取付点に至る配線の電源側接続点とする。

## 8 電気工作物の財産分界点

電気工作物の財産分界点は、供給地点と同じとする。ただし、計量器を除く。

## 9 保安上の責任分界点

### (1) 高压で供給を受ける場合

保安上の責任分界点は、供給地点と同じとする。

### (2) 低压で供給を受ける場合

保安上の責任分界点は、供給地点と同じとする。ただし、補助支持物を含む。

## 10 契約方法

### (1) 単価契約

本契約は、基本料金及び電力量料金について、それぞれ単価（以下「契約単価」という。）を定め、月毎に契約電力等及び使用電力量に応じて料金を支払う単価契約とする。

### (2) 契約単価の変更

供給期間内においては、原則として契約単価の変更を行わない。ただし、負荷設備の変更等により契約電力等に変更が生じた場合は、原則として契約単価のうちから供給電気方式、供給電圧及び負荷設備が同種の契約単価を適用する。

## 11 計量及び力率

### (1) 計量

ア 最大需要電力及び使用電力量を毎月一定の日に計量器により計量する。ただし、その結果、端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入するものとする。

イ 供給電圧と異なった電圧で計量する場合の最大需要電力及び使用電力量は、計量器の損失を考慮したものとする。

### (2) 力率

ア 力率は、供給地点毎に、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合、その瞬間力率は、100%とする。）とし、算定式は以下のとおりとする。ただし、力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

$$\text{平均力率 (\%)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

イ 供給期間中の力率は、高压受電施設については100%、低压受電施設については90%を保持する予定である。

(別添1)

## 12 料金等

### (1) 料金

料金は、次に掲げる金額の合計額とする。ただし、料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

ア 契約電力等に契約単価を乗じて得た額(全く電力を使用しない月の基本料金は、半額とする。)

イ 使用電力量に契約単価を乗じて得た額(燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加え、又は差し引いて得た額)

ウ 電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金(以下「再エネ賦課金」という。)

### (2) 料金の請求

料金は、アの表の上欄に掲げる請求区分に応じ、供給場所毎にイに掲げる事項を記載した内訳書を添付し、同表の下欄に掲げる請求先に請求するものとする。

#### ア 請求区分及び請求先

請求区分	請求先
小学校	学校支援課
中学校	
廃校	
学校給食共同調理場	
体験型経済教育施設	総合教育センター
公民館	生涯学習課
文化センター	文化センター

#### イ 内訳書の記載事項

- (ア) 計量日
- (イ) 計量期間
- (ウ) 最大需要電力、契約電力等
- (エ) 使用電力量
- (オ) 料金の明細

## 13 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。
- (2) 燃料費調整を行う場合の燃料費調整額及び再エネ賦課金の算定については、みなし小売電気事業者の標準約款に準拠するものとする。
- (3) 受注者は、電気の安定供給を図り、事故や災害発生時など、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制を整備すること。
- (4) 受注者は、電力量等の計量に必要な機器の準備及び交換作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者とこれを行うこと。
- (5) 受注者は、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の12から第2条の16までの規定を遵守すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。